

第三百二十一回定期宗会のご報告

謹啓 新緑の候、鹿児島教区ならびに沖縄県宗務特別区の御寺院の皆様におかれましては、益々ご清祥にて教化伝道にご精励のこととお喜び申し上げます。

さて、去る二月二十二日より三月三日まで、会期十日間をもって第三百二十一回定期宗会が開催されました。ここにその概要をご報告申し上げます。

○ご教辞

第三百二十一回定期宗会の開会式で、ご門主よりご教辞がありました。

皆さまには、第三百二十一回定期宗会招集にあたり、ようこそご参集くださいました。

まず、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた国内外のすべての方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患されている皆さま、後遺症を患われている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また、医師や看護師をはじめとする医療従事者の方々、ライフラインの維持に努めておられる方々に深く敬意と感謝を表します。さらにはこのような状況のもと、寺院活動を円滑に進めるために、様々に工夫を重ねて、ご苦勞いただいている全国の僧侶、寺族、門信徒の皆さまに感謝申し上げます。

また、ロシア連邦のウクライナ侵攻に対して、私たち念仏者は「大無量寿経」に説かれる「兵戈無用」、また親鸞聖人がお示しくくださった「世のなか安穏なれ」のお言葉をあらためて深く心に刻み、武力による他国の主権の侵害を強く非難するとともに、一刻も早くウクライナに平和が訪れることを願ってやみません。

さて、本願寺では、いよいよ、三月二十九日から「親鸞聖人御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年慶讃法要」をお勤めいたします。新型コロナウイルス感染症の感染対策を十分に講じ、ご参拝の皆さまのご理解、ご協力をいただきながらご修行できればと思います。

これまでの歴史を振り返りますと、私たちの教団は時の社会の中で、仏法の名において植民地政策や戦争に積極的に協力し、また同朋教団を標榜するにもかかわらず、部落差別やハンセン病差別などの差別や偏見を今日まで温存、助長してきました。このように教団は時の権力に翻弄されたり、あるいは、それに迎合するなど、時代の波を克服することができず、紆余曲折を経て今日まで歴史を重ねてまいりました。

このたびの「親鸞聖人御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年慶讃法要」をお迎えするにあたり、私たちは、「一切の有情はみなもって世々生々の父母兄弟なり」、あるいは「いし、かわら、つぶてのごとくなるわれらなり」という、いのちの尊厳と平等に基づき、他者への限らない共感を抱かれた親鸞聖人のお心に常に立ち返ることが大切です。そして、そのためには過去の過ちを再び繰り返すことのないよう、私たち一人ひとりが歴史を振り返り、また、み教えを聞き伝える中から自己中心的な閉ざされた心を離れ、いのちの尊厳を傷つけ、妨げているものを見抜いていかなければなりません。

ところで、二〇〇五年に策定された親鸞聖人七五〇回大遠忌宗門長期振興計画において、推進事項である「時代に即応する教学の総合研究」の事業内容として、「浄土真宗の教義と信心(現代版領解文の制定)」が掲げられています。そして、同計画の総括書には、「僧侶や門信徒が教義の内容や同信の喜びを簡潔に繰り返して陳述するもので、しかも現代の人々に理解しやすい言葉で表現したものが必要である。つまり、『領解文』の精神を受け継ぎつつ、浄土真宗の教えと信心を現代の言葉で表現した、言わば「現代版の領解文」を製作し普及することが、布教伝道に大いに資することになるのである。」と記されています。これは、二〇一五年からの宗門総合振興計画に「現代版『領解文』を制定し、拝読する」という事業内容で引き継がれていますので、現代版領解文制定の意義は長期計画立案実施の過程において、皆さまにも広くご理解いただいていると思います。

これらのことを踏まえ、これから先、浄土真宗のみ教えの肝要が広く、また次の世代に確実に伝わるよう、今年の御正忌報恩講法要ご満座に続いて、新しい「領解文」(浄土真宗のみ教え)についての消息を発布いたしました。今日、核家族化や少子高齢化、また過疎化などによる社会構造の変化により、従来のように地域社会の中で念仏者の姿を通して、あるいは世代間のみ教えが伝わるということ、しかもその場合、難しい教義の言葉も人々の間で共通に理解されているというような状況を考えることは、大変に難しくなっています。このような状況に鑑みれば、伝道教団を標榜する私たちにとって、浄土真宗のみ教えを現代の誰もが理解できるようわかりやすい言葉、時代に合った言葉で表現し、それによって「伝える伝道」から時代に即応した「伝わる伝道」への本質的な転換を図ることが、今後ますます重要となってくるでしょう。

このたびの新しい「領解文」(浄土真宗のみ教え)が、我執我欲に執われた煩惱具足の愚かな存在であり、仏さまのような執われのない完全に清らかな行いはいはできないけれども、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで智慧と慈悲、自利と利他という仏さまのお徳を慕い、少しでもそのお心にかなう生き方をめざし、精一杯努力させていただく念仏者の生き方の指

針となりますことを願っております。

現在、新型コロナウイルスの新規感染者数は全国的に減少傾向にあるようですが、いまだに明らかな収束の目途が立たない状況が続いています。議員の皆さまには、引き続き感染症対策に努められ、今後の宗門の諸活動にお力添えをいただきますようお願い、どうぞよろしく願います。

○総長執務方針演説

二月二十二日の本会議にて、石上智康総長より執務方針演説がありました。

ここでは明年度の宗務運営にかかる主な四点の重点的事項を要約し、その概要をご報告いたします。なお、石上総長の「執務方針演説」の全文は『宗報』(二〇二三年四月号)に掲載されています。

明年度の宗務運営にかかる主な四点の重点的事項について。

一点目、「宗務の基本方針」について。

明年度の「宗務の基本方針」については、新しい「領解文」(浄土真宗のみ教之)についての消息にお示しになられたご門主様のお心を深く受けとめ、新しい「領解文」(浄土真宗のみ教之)の宗門内への周知・普及はもとより、学びを深める取り組みを進めていくため、「新しい「領解文」(浄土真宗のみ教之)に学び、行動する」「伝わる伝道」の実践」としました。策定にあたっては、企画諮問会議における貴重なご意見、ご提言を参考とし、さらに宗務全般についてPDCAサイクルによる定期的な業務の点検、評価とその成果を踏まえております。

三つの行動指針については、今年度の宗務の基本方針の趣旨を踏襲し、「真実信心をいただくとともに、広く阿弥陀如来の智慧と慈悲の心が正しく、わかりやすく、ありがたく、伝わるよう行動する」、「お念仏を相続し、自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に努める」、「宗門内外の課題に対応し、伝道活動をささえる持続可能な組織化を推し進める」とし、この行動指針を具現化する取り組みとして、「新しい「領解文」(浄土真宗のみ教之)の学びと実践」、「親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要の円成と点検」、「伝わる伝道」の研究と実践」、「社会の課題への対応」、「寺院活動の支援と人の育成」、「持続可能な宗務組織の構築」、「本山・築地本願寺との宗務連携」を注力する七項目としております。

二点目、宗門総合振興計画について。

宗門総合振興計画へのご懇志につきましては、二月二十一日現在、約百八十八億六千万円となっています。皆様から尊いご懇念をご進納いただいておりますこと、ここにあらためて衷心より御礼申しあげます。

宗門総合振興計画は申すまでもなく、法要の修行と記念行事の推進及び三つの基本方針のもと、宗門総合振興計画推進会議、同常任委員会にご報告、ご相談しつつ諸施策を推進しており、明年度は、第三期推進期間の二年目を迎えます。

慶讃法要につきましては、ご修行まで残すところ一か月余りとなり、中央法要事務所のもと、これまで各実動部門が計画、準備してまいりました内容を点検し、最終的なシミュレーションなどに取り組んでいます。ご案内の通り、ご法要では団体参拝・個人参拝をはじめ、国内外から約七万五千人の方々にご参拝いただく予定となっています。依然として新型コロナウイルス感染症へのご心配ご不安もあろうかと存じますが、中央法要事務所では、「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、皆様に告知させていただいています。出来得る限りの感染対策を施し、皆様のご参拝を心よりお待ち申しあげます。

次に、「基本方針I 仏教の精神に基づく社会への貢献」における事業では、引き続き社会的諸課題の調査研究の取り組みを進めてまいります。

平和問題に関しましては、昨年十一月に「平和構築と自衛権をどう考えるのか―ロシアによるウクライナ侵攻をうけて―」をテーマに宗門教学会議を開催しました。平和問題を重要課題と捉え、継続的に調査研究を進めてまいります。また、環境問題の歴史と現状、地球温暖化等について論点整理を進めるとともに、研究会等を開催してまいります。さらに、孤独死に関する取り組みや、京都自死・自殺相談センターSottoと連携した相談員育成にかかるサポート、超宗派自死問題協力事業への参画、宗門関係学校との連携によるいじめ問題への対応など、社会的諸課題への取り組みを進めてまいります。

あそかビハラ病院につきましては、昨年十月一日付、一般財団法人本願寺ビハラ医療福祉社会から一般財団法人日伸会ビハラ医療福祉機構に事業譲渡されました。譲渡条件にありました通り、緩和ケアが必要な患者の受け入れ、宗派が派遣するビハラ僧の常駐、朝夕のお勤めと法話、傾聴・看取り・お見送りなど、これまで行われてきたビハラ活動が継続されています。

特別養護老人ホームビハラ本願寺につきましては、本願寺龍谷会理事会において議決された運営改善計画に沿った運営がなされています。宗派としましては、第四十四回常務委員会の議決をいただきました「ビハラ活動推進貸付資金設定宗則の一部を変更する宗則」に基づき、ビハラ本願寺への運営資金の貸し付けを行っています。引き続き、本願寺龍谷会理事長より三カ月に一度、緊急時には速やかに報告される業務執行現況や課題を受け、運営状況の確認を行うとともに、本願寺龍谷会と力を合わせ、ビハラ本願寺の経営改善と存続に向けて尽力してまいります。

また、宗門総合振興計画第三期計画に基づくビハーラトータルプランの検証に関しては、二月二日の第四十七回常務委員会において、「ビハーラトータルプラン検証委員会設置規程」を議決賜りました。宗会議員、ビハーラ活動推進者、医療又は福祉に関する専門家、法律又は経理に関する専門家等を交えた「ビハーラトータルプラン検証委員会」を設置のうえ、親鸞聖人七百五十回大遠忌宗門長期振興計画及び宗門総合振興計画に基づくビハーラトータルプランの成果及び課題等を踏まえ、客観的かつ多角的な視点で検証を行い、宗門における今後のビハーラ活動の展開に資するべく進めてまいります。

次に、「基本方針Ⅱ 自他共に心豊かに生きる生活の実践」について申しあげます。

僧侶育成体系プロジェクト委員会より提出された答申書をもとに、「寺院サポート講座」のカリキュラムの一つとして、今年度度に取り続き「お寺のビジョン作成研修」の実施、また研修終了寺院を対象としたフォローアップ研修を実施します。今年度実施の研修会で行ったアンケートでは、約九割の参加者から「非常に有意義であった」と回答いただきました。今後は、僧侶、坊守、門信徒などお寺にかかわるすべての方を対象とした「動画研修サイト」の内容を含め、「寺院サポート講座」全体の充実を図ってまいります。

また、第四十七回常務委員会では、寺族規程に規定される坊守の役割を「坊守は、住職と協働し、寺院の持続的な発展に努める」と変更することについて議決賜りました。引き続き、坊守専門部会で坊守式研修や坊守基礎講座等について協議いただき、「坊守サポート制度」構築に向けた取り組みを進めてまいります。

ここで、基本方針Ⅱの今年度計画の一つに掲げる「現代版領解文の制定に向けた検討」に関連して、新しい「領解文」（浄土真宗のみ教）についての消息をご発布賜りました経緯について、付言させていただきます。

宗門では、約二十年前の二〇〇五（平成十七）年八月一日を始期とする親鸞聖人七百五十回大遠忌宗門長期振興計画の推進事項「時代に即応する教学の総合研究」の事業内容の一つとして、「浄土真宗の教義と信心（現代版領解文の制定）」が掲げられ、研究・検討が重ねられてきたことは高承の通りであります。

親鸞聖人七百五十回大遠忌宗門長期振興計画の「総括書」には、要旨、次のように記されています。

浄土真宗では、蓮如上人の時代から、『領解文』が「真宗教義を会得したまま口に出して陳述する」ものとして依用されてきた。しかしながら、時代の変化により、領解文の理解において、当初の目的であった「一般の人にも理解される」平易さという面が薄れてきたことは否めない。布教伝道のポイントの一つは、「簡潔さ」と「繰り返し」であるといえる。教えの内容が簡潔に示され、しかも口に出して繰り返し味わう場面が設定されることが重要となる。したがって、僧侶や門信徒が教義の内容や同信の喜びを簡潔に繰り返し陳述するもので、しかも現代の人々に理解しやすい言葉で表現したものが必要である。つまり、『領解文』の精神を受け継ぎつつ、浄土真宗の教えと信心を現代の言葉で表現した、言わば「現代版の領解文」（領解文を現代語訳したものではない）を製作し普及することが、布教伝道に大いに資することになるのである。

その後、親鸞聖人七百五十回大遠忌宗門長期振興計画に掲げられたこの「浄土真宗の教義と信心（現代版領解文の制定）」事業は、二〇一四（平成二十六）年四月一日に設置された「宗門総合振興計画大綱策定委員会」において検討され、その答申に基づき、二〇一五（平成二十七）年六月一日を始期とする現在の「宗門総合振興計画」に移行されました。これにより新たな事業内容「現代版『領解文』を制定し、拝読する」において、引き続き、研究・検討が重ねられることになった次第であります。しかし、遅々としてその取り組みが進まず、お叱りを受けてまいりました。

然るところ、宗門総合振興計画第三期計画の始動にあたり、第二十一回宗門総合振興計画推進会議において、第二期進捗期間までの反省点及び今後の課題として「現代版領解文の制定については、権威あるもの、かつ正しく、わかりやすく伝わるものとなるよう、制定方法も含め、慎重に検討する必要がある」こと、また、これに関連する第三期計画の子細として「現代版『領解文』を制定し、拝読する」については、第一期当初からの懸案事項であり、制定方法も含め、さらに慎重に検討を進める」ことが確認されました。これを受け、第四十三回常務委員会において、「現代版『領解文』制定方法検討委員会設置規程」が議決されました。これに基づき、昨年八月九日付、「現代版『領解文』制定方法検討委員会」が設置されたことはご案内の通りです。

本委員会では、徳永一道勸学寮頭が委員長に互選されました。また、浅田恵真勸学、大田利生勸学、北塔晃陞勸学、満井秀城勸学、入澤崇龍谷大学長に委員にご就任いただき、現代版「領解文」の制定方法について、五回にわたり協議が重ねられました。協議の結果、昨年十一月八日付、徳永一道委員長より小職宛「答申書」が提出されました。

答申書は、現代版「領解文」の制定方法について、『領解文』の精神を受け継ぎつつ、現代において「念仏者として領解すべきことを、正しく、わかりやすい文言を用い、口に出して唱和することで、他者に浄土真宗の肝要（安心）が伝わるもの」を制定するのであれば、法灯を伝承されたご門主様にご制定いただくよりほかはない。そして、「消息をもって制定いただくのが最もふさわしい制定方法である」と答申されました。

このたびの新しい「領解文」（浄土真宗のみ教）についての消息は、この「現代版『領解文』制定方法検討委員会」からの「答申」に基づき、勸学寮の同意を経て、ご門主様よりご発布賜ったものであります。早速、勸学寮においてご消息の解説が作成され、ご消息の全文とともに、「本願寺新報」二月一日号に掲載いたしました。

今後は、ご消息のお心を深く受けとめ、僧俗を問わず多くの方々にかまざまな機会に、新しい「領解文」（浄土真宗のみ教）を共々に拝読、唱和させていただくことを原則とし、その周知と普及に努めてまいりますと存じます。

また、「親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要趣意書起草委員会」で起草された変更案について、中央法要事務所理事会の審議決定を経て、慶讃法要「趣意書」付帯事項の一つ『私たちのちかい』『浄土真宗のみ教え』の普及を【新しき「領解文」（浄土真宗のみ教え）』『私たちのちかい』の普及を】と変更したことをはじめ、解説本等の頒布や全教区、沖縄特区における学習会の開催など、具体的に丁寧と普及を進めてまいります。得度式や御正忌報恩講法要での改悔批判は、本願寺が所管する儀式であります。その儀式における「領解出言」の取り扱い等については、本願寺の内局において検討がなされ、その後、宗門・本山協力体制総合調整会議の所掌事項に定められる「宗門又は本山における法要儀式及び行事並びにその協力体制に関する事」に基づき、協議をしてまいりますと存じます。

続いて、築地本願寺につきましては、「首都圏宗務特別開教区伝道推進基本計画」への支援を継続します。整備がなされた築地本願寺の境内へは、このひと月で延べ約四十万人、一日平均約一万三千人が訪れるなど、整備前の二〇一七（平成二十九）年時に比べて約三倍となっております。合同墓の申込み件数は総計約二万五千件、築地本願寺倶楽部の会員は約四万七千人であります。このうち約千四百人が帰敬式を受式されるなど、新たなご門徒も誕生しつつあります。また、先行的に取り組みを進めておりますDX（デジタル・トランスフォーメーション）につきましては、新たな会計システムの導入など、宗派、本山と連携し、応用展開や有効活用を期すべく推進しています。

日本の政治経済の中心であり、多くの人々が住む首都圏における築地本願寺の各般の取り組みは、今後の宗門を支える重要なものです。み教えの肝要をいかに広め、深めていくのか。首都圏での一般生活者の思潮も踏まえつつ、伝道活動がさらに推進するよう創意工夫を重ねるとともに、事業の持続可能性をより確かなものにしてまいります。

次に、「基本方針Ⅲ 宗門の基盤づくり」では、「新たにめざす持続可能な宗務組織を構築するための具体策」に基づき、宗務組織機構改革推進本部のもと、二〇二五（令和七）年度からの新制度施行に向けた各種取り組みを鋭意進めています。既に「短期的具体策」の主に人事施策につきましては、昨年四月一日より職階制度の見直しを行うとともに、管理職任用資格試験制度の変更等を実行しました。また、宗務規模のスリム化を視野に入れた業務精査を行うつつ、予算規模の縮小をはじめ、人員削減策につきましても順次進めているところ。なお、業務精査の一つの成果として、第四十七回常務委員会において、「浄土真宗本願寺派総合研究所規程の一部を変更する宗則」を議決いただきました。総合研究所に設置される研究室とその所掌事項について、現況に基づき整理した次第であります。中央宗務機関における業務精査では、引き続き宗門財政の状況やDXの推進等とも関連し、各部門とのヒアリングなどを通して取り組みを進めてまいります。

「中期的具体策」では、「中央宗務機関及び地方宗務機関における役割及びその分掌の明確化」、加えて「事務権限移譲と教化活動の分担化」について、中央及び地方宗務機関も含めた新たな宗務組織の試案を作成し、関係諸会議にもお諮りしながら制度設計を構築することとしております。中央・地方が分掌してそれぞれの役割を果たすとともに、宗務組織が一致協力し、その総力をもって合理的かつ効果的な成果をあげることのできる組織体制の構築をめざし、強力に推進してまいります。

また、「教務所長権限と責任領域の拡大」に基づく兼務教務所長の配置についても、現在の四拠点からの拡大を期し、引き続き兼務体制の現状や課題の把握、情報共有を図るとともに、今後想定する教区関係者に対し丁寧にご説明申しあげ、意見交換を行うなど段階的に取り組みを進めてまいります。

DXの推進につきましては、「具体策」と連携・並行してネットワークインフラの整備等に取り組んでまいりました。宗務所におけるオンライン会議の活用や情報共有システムを用いたスケジュール管理、情報交換等も定着し、これによりペーパーレス化が図られるなど一定の成果が見受けられております。引き続き、先行的にDXを推進する築地本願寺や、一部試行的に連携している教区教務所等と共に、ワークフローの電子化、情報共有体制の構築、さらには寺院運用・管理ツールの開発検討等に向け、本格的な取り組みの推進を図ってまいります。

続いて、賦課基準の見直しに関しては、二〇二一年（令和三）年十二月十四日付、宗門財政構想委員会から提出された答申書「賦課基準の見直しについて（第二次答申）」の内容について、今年度「公聴会」等でご説明させていただきました。その後、公聴会等で寄せられたご意見、ご提言につきまして、宗門財政構想委員会「賦課制度に関する専門部会」にご報告いたし、引き続き同専門部会において協議が重ねられてまいりました。

その結果、二月十五日付、宗門財政構想委員会竹田空尊会長より小職宛、「賦課基準の見直しについて（第三次答申）」をご提出いただいた次第です。今後、総局としましては、第三次答申の内容を関係方面にご報告、ご相談申しあげつつ、賦課基準の見直しに向け皆様と共に慎重に取り組みを進めてまいりたいと存じます。

また、資産の運用につきましても、昨年七月十一日付提出された宗門財政構想委員会「資産の運用に関する専門部会 答申書」の内容を踏まえ、具体策の検討と諸施策の実施に向けた取り組みを進めてまいります。

特に、答申書において言及がなされております北境内地の活用につきましては、今後常務委員会にご提案のもと委員会を設置し、事業計画策定に向けた協議を進めてまいります。北境内地は現在、主に参拝者の駐車場等として使用しておりますが、「参拝者の利便性と公益性」に配慮し、「収益性」を重視するとした内容の答申でございますので、総局としましては、宗門の貴重な財産であることを認識し、慎重に検討してまいりたいと存じます。

三点目、「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）・重点プロジェクトについて。

宗門全体の実践目標「貧困の克服に向けて～Data for World Peace～」―子どもたちを育むために―の具体的な取り組み4である「子どもたちの笑顔のために募金」については、今年度、国際的には、カトマンズ本願寺と連携したネパールの子ども

たちへの支援として、カリカサラン中学校の水道整備や食堂・校門整備等の支援を行いました。国内では、子どもたちの居場所づくりに取り組む寺院、団体等への支援と全国児童養護施設連絡協議会加盟施設の在園者や卒園者への支援、さらに「母子生活支援施設本願寺ウイスタリアガーデン」に入所する子どもたちへの支援を行いました。

「子どもたちの笑顔のために募金」は本年一月三十一日に第四回目の集計を行い、募金額は、二千四十九万八千四十二円でした。これまでの募金額を合わせますと、八千四百七十七万四千四百八十四円の尊い募金を全国からいただいておりますこと、深く感謝申し上げます。今後、募金管理委員会において、募金の支援先や配分等についてご協議いただくこととしていきます。引き続き、キャッシュレス募金の周知や各種発行物へのQRコード掲載など、「子どもたちの笑顔のために募金」のさらなる奨励を図るとともに、募金活動が中央・地方の一貫した取り組みとなるよう、教務所長・組長、また教区・沖縄特区、組の重点プロジェクトリーダーと連携して推進してまいります。

なお、明年度は、二〇二〇（令和二）年度から取り組まれてきた第四期重点プロジェクト推進期間の最終年度となります。今期の取り組みを進めるとともに、並行して「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会や常任委員会、教区委員会、公聴会等でのご意見を伺いながら、次期「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）総合基本計画・重点プロジェクトを策定してまいりますと存じます。

また、この二月で、ロシア軍によるウクライナ侵攻から一年が経過し、未だ終息の見通しが立っていない現況は遺憾に堪えません。昨年の第三百二十回定期宗会では「ロシア軍のウクライナ侵攻を非難し、戦争の早期終結を願う決議」が可決されました。宗派といたしましても、小職名にて「ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対する声明」を発表し、人命を軽視し、武力で一方的に現状を変更しようとする暴力的な行為に抗議、強く反対の意を表した次第です。一刻も早く対話による平和的な解決がなされ、ウクライナに再び平和が訪れるよう切に願っております。あらためて、「世のなか安穏なれ 仏法ひろまれ」と願われた宗祖のお心をいただくとともに、私たち一人ひとりの、仏法を灯火とし、仏智に導かれた行動が求められています。

なお、昨年四月には、危険に晒されているウクライナの子どもたちへの支援として、「子どもたちの笑顔のために募金」から一千万円を日本ユニセフ協会「ウクライナ緊急募金」にお届けさせていただきました。また、「たすけあい運動募金」におきましても、昨年三月に「ウクライナ緊急支援募金」の募集を開始しました。募金は、ウクライナの支援活動に役立てていただくため、本年一月までに日本赤十字社、国連UNHCR協会（国連難民高等弁務官事務所）、認定NPO法人テラ・ルネッサンスに合計三千七百万円を支援しました。

四点目、災害対応について。

近年、国内では大規模な台風、豪雨、大雪などの自然災害が相次いで発生しています。また、一般寺院の本堂が火災によって全焼する被害もございました。さらに二月六日には、トルコ南東部のシリアとの国境付近を震源とする大規模な地震が発生し、甚大な被害がもたらされています。これらの災害によって犠牲となられた方々にあらためて哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。特に、「たすけあい運動募金」では、二月十四日より「トルコ・シリア地震緊急支援募金」の募集を開始しました。お寄せいただきました募金は、関係機関等を通して被災者支援に充てさせていただきますととしておりますので、皆様のご協力ご支援をお願い申しあげ次第です。

加えて、宗派公式ウェブサイトでは行政や専門機関と連携して、火災予防や水害への備えについて動画も配信しています。今後とも、これまでの活動の経験、成果と反省に基づき、迅速かつ的確な対応が図れるよう支援体制を継続してまいります。以上、明年度の主要宗務について縷々申しあげました。

○監査報告

監正局会計監査委員会より二〇二一（令和三）年度の監査報告がありました。その概要は次の通りです。

〈監査実施日〉

二〇二二（令和四）年十一月七日、八日、十六日の三日間。

〈監査の結果の概要〉

会計監査規程第十三条の規定に基づき、慎重に監査した結果、法令及び宗門の定めた法規に照らし、各宗務部門において、職務執行は適正に進められており、不正の行為、法令及び法規などに違反する事実は認められなかった。

〈その他、必要と認められる事項〉

一、監査に関する意見。宗門財政の改善について、各部門において懸命の努力が行われ、一定の成果が上がりつつあることが伺われるが、さらなる財政改善策検討のため、また宗法第七十三条の量入為出の原則に基づく、予決算の検証のため、収支計算書のほかに、正味財産増減計算書を取り入れてはいかかがか。

二、宗務事業部門は、新型コロナウイルス感染症による影響もあるが、年々収入が減少し、財政が縮小傾向にあることが懸

念される。本願寺出版社においては、『本願寺新報』、『大乘』などの定期刊行物においても、紙媒体に加え、電子版の充実等の工夫により、収入の増加を図るべきである。

三、聞法会館の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、減価償却引当金から一億五千二百九十万円を繰り入れるなど、大変深刻である。今後の収益向上に向けて、抜本的な改善が必要と思われるが、北境内地の活用方針とのすり合わせを行う中で、よりよき方途を講じられたい。

四、各仏教学院は入学者の減少により、厳しい運営を迫られている。中央仏教学院においては、建物の老朽化、耐震の問題も抱えているので、今後、僧侶養成部門において、僧侶育成及び耐震対策に関する設備投資を含め、十分に検討されたい。宗門においては、会議や研修会等のオンライン化を進めていることを確認しているが、今後、関係機関を含めて、これに対応できる設備のさらなる充実に期待する。

五、宗務の基本方針の執行について、七項目二十三事業で、リーダー・サポートの部門を中心に、関係部署で真剣に取り組みされたことが伺われる。各事業において、課題に対する取組（手段）と行程が立てられ、一部の行程に遅れもあったが、目標達成に向けて、順調に事業執行が行われている。伝わる伝道のツールとして、インスタグラム等、SNSの活用、子供向けの平易なパンフレット・謎解きゲーム・カード等を活用して、幅広い伝道や広報を行う試みが新鮮であり、DXの活用と併せて、成果が上がることを期待したい。

六、宗門財政構想委員会による賦課制度に関する専門部会、資産の運用に関する専門部会、宗務組織等に関する専門部会の三つの専門部会からそれぞれ答申書が提出されているので、これらの答申を受けて、具体化されることを期待したい。

七、人員の減少に対する対応について、新規の採用が控えられる中、各部門は少ない人員で懸命に事業を行っているが、業務内容を見直し、重要度が低い業務や効率が悪くことも検討するべきである。また、人員の減少に対する対応として、部外から専門的技量のある者を中途採用することを積極的に試みるべきである。

八、部署の統廃合について。部署によっては、業務内容の重複や類似が見受けられ、特に管理職が兼務している部署については、業務の集約が容易であると思料されるので、大胆に部署の統廃合を行うことも考慮すべきである。

九、国際伝道について、開教区、開教地の門信徒が高齢化して減少している。浄土真宗インターナショナルオフィスの設置や基金の充実に加え、さらなる伝道強化策を検討すべきである。

十、出版物の編集作業は、専門的技量が必要な分野でもあるが、伝道教化において、若者へのアプローチという面からも、若い感性を生かせる編集者を今後、育てていただきたい。

十一、地方機関を含め、会計システムの一元化が計画されているが、既に独自の会計システムを導入している機関もあるため、将来的には当該システムの運用に当たり、システムを管理運用できる担当者の育成が急務と思われる。

十二、親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要について、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、法要行事計画等、諸準備も整いつつあるが、今後計画全般に遅れのなきよう、感染状況を注視し、徹底した感染対策を講じながら、参拝者の受入れ体制を整えていただきたい。

○財務方針演説

宗会初日、財務担当の池田総務より財務方針演説がありました。その一部についてのみご報告いたします。なお、「財務方針演説」の全文は『宗報』（二〇二三年四月号）に掲載されています。

宗門財政は、法義相統に基づく財施を本旨とし、教学の振興と伝道教化の充実による懇志進納を基本とします。これまでの宗門財政は、「門徒戸数」という言葉からも知られるように、「家」を単位として運用されてきました。しかし、「墓じまい」からも知られるように、過疎化・核家族化、单身世帯と生涯未婚率の増加等による家族形態の大きな変化によって、これまでの「家」を単位とした宗門の財政基盤の見直しが迫られています。

今から二十五年前、一九九八（平成十）年に勤修された「蓮如上人五百回遠忌法要」では「イノベーター上人が、やって来た。」のポスターが作成され、全国の寺院に掲示されました。その後、世界はテクノロジーの進化にあわせて加速度的に変化し、インターネットやパソコン等の情報通信技術を通して入手する情報量は、二十五年前に比べて、格段に増加しています。もし、浄土真宗がテクノロジーの進化にあわせた法義相統の取り組みを等閑視すれば、浄土真宗にご縁のない一般生活者にとって、浄土真宗の法義に触れる機会は圧倒的に減少してしまうことでしょう。

「法は人を通して伝わる」と言われますが、対面での法義相統を基本としたこれまでの門信徒の維持はいうまでもなく、次世代の一般生活者を対象とした、情報技術を使った法義相統に取り組みしなければ、一般生活者にとって浄土真宗は、「未知」の宗教教団になってしまうことが危惧されます。百年後の宗派財政を見据え、テクノロジーの進化にあわせた法義相統への取り組みが要請されましよう。

現在総局は、「新たにめざす持続可能な宗務組織を構築するための具体策」を推進し、段階的な予算規模の縮小によって、収

二〇二二（令和四）年七月十一日、宗門財政構想委員会から総長宛に「資産の運用に関する専門部会答申書」が提出されました。同答申書は、「北境内地の活用方針」に言及し、伝道本部及び既存の宗派建物の再建や営繕等にかかる資金が積み立てられていない現状から、建物にかかる資金として、年間約三・三億円を最低限の収益目標として算出したと記しています。

ご高承の通り、北境内地の大部分は一九八六（昭和六十一）年七月、宗派が国家公務員共済組合連合会から百八億五千万円で取得したものです。取得当初からその利用法の確立が課題でありました。一九九七（平成九）年に聞法会館を建築しましたが、以降は、法要での参拝者の休憩所として使用したり、通常は駐車場として使用しており、その有効活用が課題となっています。北境内地をはじめ、宗派が管理する不動産は、僧侶・門信徒の懇念に基づく財産であることに十分留意し、有効活用の施策に取り組むべきものと思慮いたしております。

○通告質問

二月二十二日午後より二月二十七日夕刻まで二十一名の議員から総局への通告質問がありました。

通告質問の主な内容は、「無住寺院（代表役員が不在）と宗教法人法について」「家の宗教の衰退と門徒講懇志依存体質からの脱却」「宗会への女性参画の取り組み推進について」「賦課制度の見直しについて」「地方寺院の実態把握とその対策について」「職員人権啓発研修について」「寺院における後継者問題について」「ご消息について」「男女共同参画の推進について」「仏教徒として抑止力で保たれる平和をどう考えるかについて」「真宗教団連合の更なる連携強化について」「戦後問題検討委員会答申の位置づけについて」「部落差別解消推進法から問われる課題について」「浄土真宗の教義と御消息発布について」「まことの保育推進について」「基本三法の改正による成果の検証について」「時代に即応した教団のあり方について」「新しい領解文（浄土真宗のみ教え）について」「ご門主様の呼称について」「伝わる伝道にかかる取り組みについて」「非戦平和の願いについての取り組みについて」「総合研究所の聖典編纂業務について」「僧侶の育成体系について」「新しい領解文（浄土真宗のみ教え）は聖教に準ずるものかについて」「国葬問題・旧統一教会問題の対応について」「慶讃法要における門徒推進員ボランティアの待遇について」などです。

○財務議決議案の概要

今定期宗会に提出された財務議決議案は二十件で、全議案可決されました。非常に多い件数ですので、令和五年度宗派一般会計の内容についてのみご報告します。

令和五年度は新型コロナウイルス感染症の影響は緩やかに軽減されることを念頭に、宗務の基本方針や実践運動にかかる業務、その他経常的に行う業務も含め、見込める歳入や歳出における諸事業について、慎重に精査・検討を行い、そのうえで予算総額を四十六億五千万円としました。

歳入の経常部について、第一類「賦課金」では、本年度賦課金と過年度賦課金を合わせて、十九億九千三百十万円を計上し、第二類「懇志」では、前年度比四百万円減額の五千六百万円を計上しました。第三類「回付金」では、第一款本願寺回付金第一項一般会計回付金において、令和五年度の本願寺における収入及び支出見込みに基づき、宗門本山協力体制調整会議において協議を重ね、規程に基づき決定したもので、前年度比二億五千万円増額の八億五千万円を計上しました。また第三款教化助成費繰入金については、五億三千四百六十九万五千円とし、これは、本願寺に納められる門徒講懇志や第二無量寿堂特別懇志等に対する教化助成費相当分を本願寺より受けるもので、歳出第一類八款十二項本願寺教化助成費において同額を支出するものです。その他、本願寺特別会計百華金庫や、特別会計出版事業費よりの回付金を合わせて、前年度比二億二千五百二十一万五千円増額の、十四億六千六百六十九万五千円を計上しました。第四類「冥加金」では、教師申請冥加や各種願記冥加、宗務員冥加等、一億一千六百六十万円を計上しました。第五類「雑収入」では、前年度比一千五百九十三万六千六百九十九円増額の二億一千三百九十九万二千七百四十八円を計上しました。第一款教修習礼費では、教師教修及び得度習礼に関する収入を計上し、第二款職員住宅家賃では、入居者個人負担分の家賃収入を見込み、第三款その他収入では、布教使課程や勤式教科課程等の各種受講料や、門徒推進員中央教修、住職補任研修等の各種研修参加費のほか、店舗等水道光熱費などの収入を見込んでいます。第一類から第五類を合わせまして、経常部歳入合計は、前年度比二億一千九百二十二万一千六百九十九円増額の三十八億四千六百三十八万七千七百四十八円を計上しました。

歳入の臨時部については、第一類「決算剰余金」では、令和三年度の剰余金四億五千六百六十六万二千二百五十二円を繰入れ、第二類「特別会計寺院振興金庫回付金」では、当該金庫会計より、新型コロナウイルス対策「寺院教化助成費」充当分として、第一種・第二種賦課金告知額の五パーセントにあたる九千二百九十五万円及び宗務特別開教区振興金庫への回付金三百万円を受け、第三類「親鸞聖人七百五十回大遠忌関係収入」では、大遠忌懇志等の収入を見込み、第四類「特別会計宗門振興推進金庫回付金」では、前年度比一億五千万円減額の二億五千万円を計上しました。臨時部歳入合計は八億三百六十一万二千二百五十七円とし、宗派一般会計の歳入総計は、前年度比一億二千万円増額の四十六億五千万円を計上しました。

次に、歳出について、その概要をご報告します。経常部の第一類「総局費」は、法要費をはじめ、参拝費、伝道教化費、研修費、地方費、事務費、管理費、宗務所員費など、三十八億四千二百三十五万円を計上しました。その中で特に、宗務の基本方針「新しい「領解文」(浄土正宗のみ教え)に学び行動する―「伝わる伝道」の実践―」のもと、特に注力する七項目に関する事業に要する経費や、主なものについて申し述べます。

まず、第一類三款伝道教化費では、布教推進に関する経費や国際伝道に関する経費、組織教化にかかる経費のほか、矯正教化、人権問題対応などに関する経費、また門信徒教化に関する経費など一億七千八百六十万円を計上し、第六項一目実践運動推進費では、実践運動や重点プロジェクトの推進にかかる助成金として、教区や特区、組などに交付する助成金や講師派遣費、また重点プロジェクトに関する顕彰関係費など五千七百四十五万円を計上し、第八項子ども・若者ご縁づくり推進費では、「生きづらさ・悩み」に寄り添う取り組みなど、ご縁づくり推進プロジェクトや、思春期・若者支援事業などの経費として、一千八十五万円を計上し、第六款総合研究費について、一億三千四百十五万円を計上し、第七款研修費では、前年度比一千五百九十万五千円増額の二億二千七百六十一万円を計上し、勤式教科課程・得度習礼・教師教修の実施にかかる経費や、布教使課程また門徒推進員中央教修、研修講師養成の中央実習の開催にかかる経費等を計上しました。第八款四項一目教化奨励費では、賦課金納付などに対し交付する教化奨励費や先に述べました新型コロナウイルス対策寺院教化助成費九千二百九十五万円を含む三億二千三百二十万円を計上しました。第九款事務費では、通信費や交通費、印刷費など、事務関係に関する経費一億五百八万円を計上し、第十款管理費では、警備等に関する経費や水道光熱費、建物委託管理費といった維持費など、三億三千九百四十一万円を計上しました。第十二款宗務所員費では、宗務部門職員にかかる俸給、諸手当などの経費で、前年度比一億五千八百八十九万円減額の十三億四千九十九万円を計上しました。第十三款回付金並びに助成費では、各特別会計や法人などへの回付金や助成金として二億二千九百二十万円を計上しました。第十四款総局公費では、総局の諮問機関として法規に基づき設置の企画諮問会議の開催経費や、宗務推進調整費では、時代の状況や人びとの意識に応じた伝道方法の研究と実践にかかる業務推進の経費一千二百万円を計上しました。第二类「宗会費」一億二千三百二十三万円、第三類「勸学寮費」四千七百七十五万円、第四類「監正局費」六千八百万円を計上しました。第五類「予備費」では、予算総額の約四・二パーセントにあたる一億九千四百七十九万五千円を計上し、経常部歳出合計は、前年度比一億八千七百二十一万円減額の四十二億七千五百九十一万円を計上しました。

次に、臨時部では海外へのご出向経費や、第十八回ビハラ活動全国集会にかかる経費、令和三年度より取り組んでおります伝わる伝道SNSプロジェクトにかかる経費を計上しました。また、中央仏教学院校舎の耐震診断などを予定し、経費計上した各所改修工事費、『増補改訂本願寺史』普及にかかる経費など七千四百九十九万円に加え、八款特別会計平衡資金回付金では、収入の増加、経常的な支出の抑制により、当該会計へ三億円を回付することとし、費目を新設します。

以上、臨時部 歳出合計を三億七千四百九十九万円とし、経常部と合わせまして歳出総計は、歳入総計と同額の四十六億五千万円を計上しました。

○補足

ビハラ問題の件、当局よりは過去に惹起したビハラ施設会計問題をも含めて、「トータルプラン検証委員会」に委ねて、答申を待つとの説明がありました。推移を見守りたいと思います。

次に現代版領解文制定の経緯に関する問題については活発な意見の応酬がありました。攻める人守る人、共に宗門の明日を思う気持ちの発露であったと愚考しています。(陰悪なムードにもなりかけましたが、園城宗会議長の”ヤジを飛ばさない”と

思っていたら、寝ていやがる”の独り言に心なごみました。) 議事進行中動議が出され、富山教区雪山俊隆住職の請願が十五名の宗会議員が紹介者となり採決されることになりました。請願の内容は現代版領解文の唱和推進は受け取る側の理解が未だ不十分であるため再考して欲しい、またインターネット上で様々な異見が生じており、ご門主様に批判が向かわないよう配慮を願う、というものでした。採否を含め討議の後、採決が行われましたが反対多数で否決されました。私は総局側役職末席に就いており、筋は通したいと思いましたが事情ご賢察下さい。

現代版領解文唱和推進につき、勸学寮(制定方法検討委員会)の失態、総局の不手際もあり議場で活発な議論となりましたが、ともかくもご消息は今年の御正忌報恩講ご満座にご発布になっていきます。ご門主様にはご消息中に「この新しい「領解文」(浄土正宗のみ教え)を、僧侶を問わず多くの方々に、さまざまの機会でご拝読、唱和いただき」たいとお述べています。領解文唱和については異見もあると承知していますが、賛成派、反対派ともにわが宗門はご門主様を中心とした宗門であり、今回もご門主様を守るというスタンスでは一致しています。(了解文は御消息であることを鑑み、その内容については立场上論評を避けます。)

教区の皆様と愛山護法を旗印に英知を集め、衆禍の波を転じ、本願寺丸を前に進めていきたくと思っています。解決の道筋はあります。心すべきはご門主様を守ると言いながら、ご門主様を追い込むようなことは決してあってはならず、また、我々僧侶は当然のことですがご門主の矜感を買うようなことのないよう、不用意な発言はつつしみたいものです。

推進に難色を示す某ベテラン議員の「決して梯子を外すようなことがあってはならない」という議場の発言に門徒議員を中に大きな拍手があったことを付記させていただきます。

以上、誠に粗略ではございますが、今般の定期宗会のご報告とさせていただきます。

時節柄、御身くれぐれもご自愛下さいますようお願い申し上げます。

合掌

二〇二三（令和五）年四月二十五日

宗会議員 笠置信行

鹿児島教区・沖縄県宗務特別区ご寺院の皆さまへ

この内容は西報寺ホームページに掲載しております。 <http://i-saihouji.jp/>